単　位　事　務　名	
延　納　処　理	
根拠及び参考法令	鹿児島県契約規則　【第２８条】【第３９条】 鹿児島県契約規則施行指針　【第２８条関係第２項３号】 地方自治法施行令　【第１６９条】 鹿児島県債権管理規則　【第１１条～１５条】 鹿児島県会計規則　【第４２条】 鹿児島県会計規則施行指針　【第２２－(４)】
項　目	処　理　方　法
延納特約	契約代金の受領の時期及び方法については，令第１６９条の７の規定により，普通財産の売払代金又は交換差金は，当該財産の引渡前にこれを納付させなければならないこととされ，これについて契約の相手方が一時に納付することが困難であると認められるときは，延納の特約をすることができるとされている。 なお，物品の売払いについても，法令上別に規定はないが，国の取扱い(国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和２４年法律第１７６号）第１条）に準じて，代金の前納を原則とし，その旨特約するものとする。ただし，次に掲げる場合で契約の相手が一時に納付することが困難であると認められるときは，同様に国の取扱い(国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律第１条の２及び第２条)に準じて，原則として確実な担保を徴し，かつ，利息を付して，１年以内の延納の特約をすることができるものとする。この場合において，契約の相手方が県の職員であるときは，契約担当者のあらかじめの承認をもって，延納の特約に代えることができる。 ア　非常災害が生じた場合において，罹災者又はその救護を行う者に対し，救助に必要な物品の売払いをするとき。 イ　学術又は技芸の保護及び奨励のため，これに必要な物品の売払いをするとき。 ウ　生産物の売払いをするとき。 エ　以上に掲げる場合以外で契約金額が２００万円以上の物品の売払いをするとき。 【契約規則施行指針第２８条関係第２項３号】

項　　目	処　　理　　方　　法
納入遅延に対する遅延利息	契約担当者は，契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約を履行し終わらない場合は，当該履行期限の翌日から履行を終わった日までの日数に応じ，契約金額から工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に相応する契約金額を控除した額（その額が１００円未満であるときはその額を，その額に１００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して年○.○パーセントの 割合で計算した額（その額が１００円未満であるときはその額を，その額に１００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。 遅延利息を計算する場合における年当たりの割合は，閏年の日を含む期間についても，３６５日当たりの割合とする。　【契約規則第３９条】
履行延期の特約等	１　債権管理者は，令第１７１条の６の規定により履行期限を延長する特約又処分（以下「履行延期の特約等」という。）をするときは，債務者からの次の各号に掲げる事項を記載した書面による申請に基づくものとする。 (1)　債務者の住所及び氏名 (2)　債務金額 (3)　債務の種類又は発生原因 (4)　履行期限の延長を必要とする理由 (5)　延長に係る履行期限 (6)　履行期限の延長に伴う担保及び利息に関する事項 (7)　その他必要な事項 ２　債権管理者は，履行延期の特約等をしようとするときは，あらかじめ，知事の承認を受けなければならない。 ３　第１０条第２項の規定は，前項の場合に準用する。 【債権管理規則第１１条】
履行期限を延長する期間	債権管理者は，履行延期の特約等をする場合においては，履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には，当該履行延期の特約等をする日）から５年（令第１７１条の６第１項第１号又は第５号に該当する場合には１０年）以内において，その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし，さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。　【債権管理規則第１２条】

項　　目	処　　理　　方　　法
延納担保の提供	債権管理者は，履行延期の特約等をする場合には，延納担保を提供させるものとする。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，担保の提供を免除する事ができる。 (1)　債務者から担保を提供させることが，公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合 (2)　同一債務者に対する債権金額の合計額が５万円未満である場合 (3)　履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合 (4)　担保として提供すべき適当な物件がなく，かつ，保証人となるべき者のない場合 (5)　前各号に準ずる場合で知事が特別の理由があると認めるときその他の知事がやむを得ないと認める場合 【債権管理規則第１３条】
延　納　利　息	債権管理者は，履行延期の特約等をする場合においては，年○.○パーセントの延納利息を付するものとする。ただし，その率によることが著しく不適当であると認める場合は，この率を下回る率によることができる。 ２　前項の規定にかかわらず，次の各号の一に該当する場合においては，延納利息を付さないことができる。 (1)　令第１７１条の６第１項第１号に該当する場合。 (2)　履行延期の特約等をする債権が県立学校の授業料若しくは寄宿舎使用料又は県立の病院，療養所等の療養費に係るものである場合。 (3)　履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を付することとなっているものである場合。 (4)　履行延期の特約等をする債権が利息，延滞金その他法令又は契約の定めるところにより一定期間に応じて付する加算金に係る債権である場合。 (5)　履行延期の特約等をする債権の金額が１，０００円未満である場合。 (6)　延納利息を付することとして計算した場合において，当該延納利息の額の合計額が１００円未満となる場合。 (7)　前各号に準ずる場合で知事が特別の理由があると認めるときその他の知事がやむを得ないと認める場合。 【債権管理規則第１４条】

項　　目	処　　理　　方　　法
履行延期の特約等に付する条件	債権管理者は，履行延期の特約等をする場合には，次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。 (1)　当該債権の保全上必要があるときは，債務者又は保証人に対し，その業務又は資産の状況に関して，質問し，帳簿書類その他の物件を調査し，又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。 (2)　次の場合には，当該債権の全部又は一部について，当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。 ア　債務者が県にとって不利益にその財産を隠し，損ない，処分したとき，若しくはこれらのおそれがあると認められるとき，又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。 イ　当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において，債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。 ウ　令第１７１条の４第１項の規定に基づき，債権の申出をすることができるとき。 エ　債務者が前号の条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。 オ　その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。 (3)　債権管理者は，第１３条ただし書の規定により担保の提供を免除し，又は前条第２項の規定により延納利息を付さないこととした場合においても，債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めるときは，担保を提供させ，又は延納利息を付することができること。 【債権管理規則第１５条】
納入通知書直接収納	生産物，製作品，不用物件等の即売代金又は実習収益金は<u>即納させることが原則</u>であるが，条例等及び特約（職員に販売する生産物にあっては，かいの長の承認伺をもって代えることができる。）により延納又は分割して納付させるものは，現物等を引き渡す際又は納期ごとに納期限の２０日前までに調定し,「納入通知書」を発行するものとする。 この場合に，職員に売却したものについては，納入通知書を省略し，口頭により通知し，納入期限までに直接収納することができる。 【会計規則４２条】 【会計規則施行指針第２２（４）】